

今月の視点

性教育のこれまでとこれから

常任理事 茶川 治樹

性教育の必要性

現在の日本において、学校現場では積極的に性教育が行われていないのが現状である。また、親から子への性教育も、ほとんど行われていない。よって若者たちの性に関する情報源は、主に友人やSNSであるが、偏った情報や誤った情報も多く、子どもたちにとって何を信じていいのか判断が難しい。一方で、子どもたちは性に関心を持っていて、だからこそ信頼できる情報源から話を聞きたいと思っているはずである。

正しい避妊方法を知らないために実践できず、低年齢で妊娠したため、人工妊娠中絶をせざるを得ない場合、心身への負担が大きい。「日本家族計画協会」のホームページに掲載されていた人工妊娠中絶件数の年次推移の表（表1）では、20歳未満の人工妊娠中絶件数は、少子化の中で毎年減少傾向ではあるが、全国で1万人前後を数える。

また、性器クラミジア感染症や梅毒などの性感染症は、「性の健康医学財団」のホームページに掲載されている、性器クラミジア感染症の定点あたり年齢階級別人数のグラフ（表2）で分かるように、20歳代を中心とした若者に多い。性感染症は、無症状でも感染状態が継続すると、将来不妊症の原因になることがある。若者に正しい性感染症の予防方法を身につけてもらう必要がある。

日本性教育協会が公表している「青少年の性行動全国調査」（第8回・2017年調査）によると、性交経験がある子どもは、中学生男子で3.7%、中学生女子で4.5%。高校生男子では13.6%、高校生女子は19.3%となっている。高校生ともなれば、男女ともに一定の割合で性交を経験する生

徒がおり、中学生でも経験者がいるのが実情である。

しかし、性交による結果である妊娠を防ぐ正しい情報や性感染症を予防してお互いを傷つけないための知識は行き渡っていない。子どもたちが妊娠・避妊・性感染症などに対する正しい知識を持ち、自ら考え、自らの意思で行動できるようになることが重要であり、子どもたちの心身を守るためにも、早い段階から正しい性の知識を身につけてもらう必要がある。

私の性教育への関わり

私は、20数年前に保健所長として数年間勤務した。保健所業務の一つに性感染症予防の啓発がある。当時はHIVやAIDSの患者が日本でも増加してきており、保健所で無料・匿名にてHIV検査が開始された。また、若者への性感染症予防啓発の講演会も積極的に行っていた。保健所には中学校や高校からHIV・AIDSを中心とした性感染症予防についての講演依頼があり、その関係で子どもたちへの性教育に関わるようになった。学校の立場として、外部から性教育の講師を呼びたいが、医師は講師料が高いため躊躇する材料になっていた。その点、保健所勤務時代は公務員であったため、報酬なしで山口県内の多くの中学・高校から依頼を受け、性教育を実施していた。その内容は、性感染症予防に留まらず、正しい避妊方法にも言及することになる。

数年前、うれしい話があった。県内のある高校から性教育の依頼を受けた。すでに病院勤務医である私に依頼した理由として、その高校の養護の

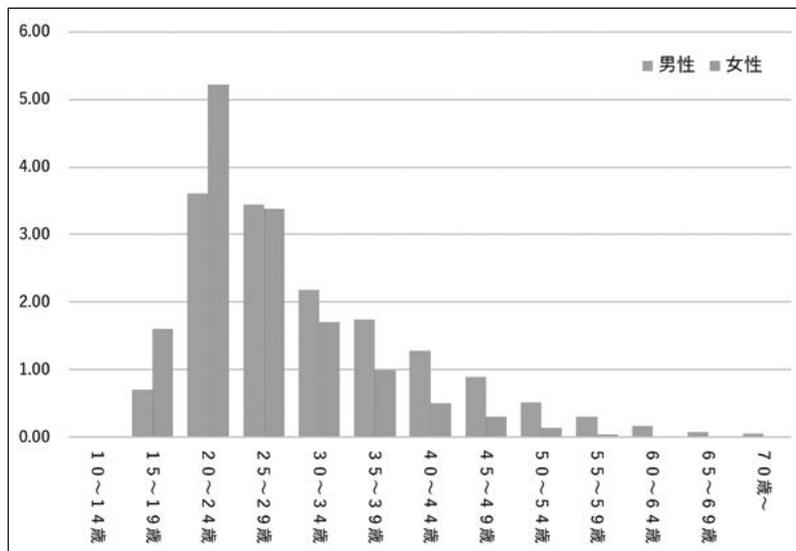
表1 人工妊娠中絶件数の年次推移

(単位：件)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年	
	('16)	('17)	('18)	('19)	('20)	('21)	増減数	増減率(%)
総数	168,015	164,621	161,741	156,430	141,433	126,174	-15,259	-10.8
20歳未満	14,666	14,128	13,588	12,678	10,309	9,093	-1,216	-11.8
15歳未満	220	218	190	186	127	125	-2	-1.6
15歳	619	518	475	398	284	240	-38	-13.4
16歳	1,452	1,421	1,356	1,214	947	763	-184	-19.4
17歳	2,517	2,335	2,217	2,155	1,636	1,442	-194	-11.9
18歳	3,747	3,523	3,434	3,285	2,723	2,466	-257	-9.4
19歳	6,111	6,113	5,916	5,440	4,592	4,051	-541	-11.8
20～24歳	38,561	39,270	40,408	39,805	35,434	30,882	-4,552	-12.8
25～29歳	33,050	32,222	31,437	31,392	28,622	26,087	-2,535	-8.9
30～34歳	34,256	33,082	31,481	29,402	26,555	23,386	-3,169	-11.9
35～39歳	30,307	29,641	28,887	28,131	25,993	23,435	-2,558	-9.8
40～44歳	15,782	14,876	14,508	13,589	13,187	12,018	-1,169	-8.9
45～49歳	1,352	1,363	1,388	1,399	1,319	1,252	-67	-5.1
50歳以上	14	11	13	11	10	19	9	90.0
不詳	27	28	31	23	4	2	-2	-50.0

(一般社団法人日本家族計画協会ホームページより)

表2 性器クラミジア感染症(定点あたり年齢階級別・2020年)



(公益財団法人性の健康医学財団ホームページより)

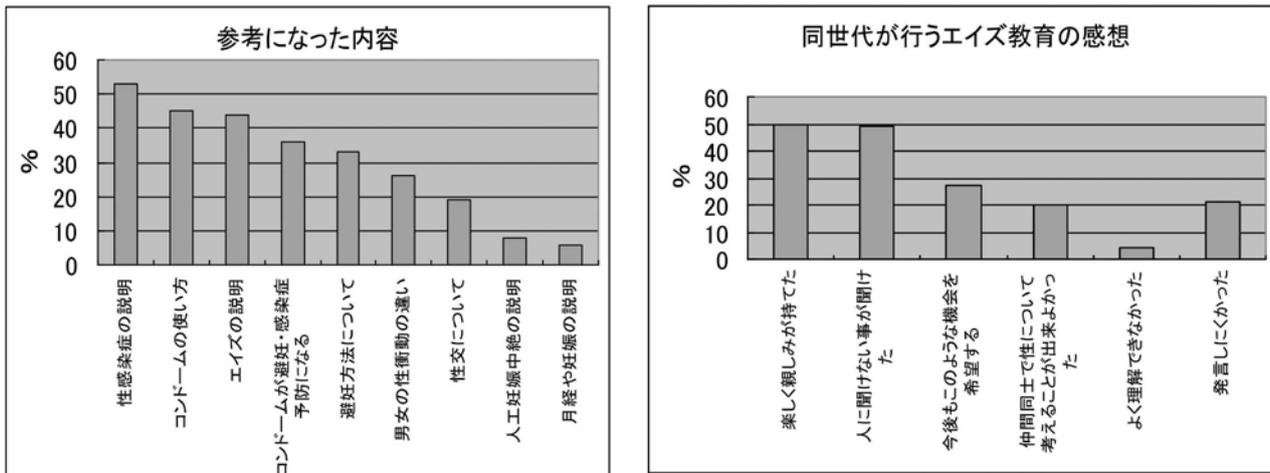
先生によると「自分が高校生の時に茶川先生の性教育の講演を聞いて、たいへん分かりやすく役に立ったので、この学校の生徒にもぜひ聞かせたいと思ってお願いしました」とのことであった。

また、私が公衆衛生の講義を行っていた看護学校では、性教育をピアカウンセリングという手法で実践することに取り組むことになり、保健所としてその指導にあたり、私は医師の立場で関わっていた。性教育におけるピアカウンセリングとは、生徒たちと同世代の看護学生がピア(仲間)として、「生」や「性」の悩みなど、同じ目線で話し合い、一緒に考えるプログラムである。その目的

は、「みんなそれぞれいろいろな考え方や価値観をもっていることを知り、自分と周りの人も大切にしながら自分の歩む道について考えること」である。親でもなく、教師でもなく、同世代に生きるピアと価値観を共感・共有していく中で、生徒たちが少しでも楽な気持ちで性について話し合い、正しい知識を身につけてほしいとの思いでの取り組みであった。具体的には、同世代の若者が中学生や高校生に性感染症や避妊方法などについてアドバイスする取り組みで、学園祭などで毎年ブースを作って実践した。

また、市内の高校にもピアによる性教育を提

表3



案して、複数の看護学生が講師となって性教育を行った。実際にペニスの模型を食品用ラップの芯を使って作成し、本物のコンドームを使用してペニスの模型に装着する実習も含まれていた。性教育終了後に高校生にアンケートを実施して、グラフのような回答を得た(表3)。高校生たちは拒否感なく取り組んでいて、ピアだから取り組める内容であった。

性教育バッシング

日本では、1980年代後半に「AIDS パニック」があった。そのころ、AIDSに関する間違った報道も多く、その危機感から子どもたちに正しい情報を伝えるため、中学・高校において性教育が行われるようになった。よって、熱心な教員は、HIV 感染予防だけでなく避妊方法にも言及する教育を行った。

しかし、2000年代に「性教育バッシング」の動きがあり、学校現場での性教育は停滞し、現在も同様な状況が続いている。その理由として、性教育に関わってきた教員らは、2003年に起こった七生養護学校事件の記憶と、1998年の改定で学習指導要領に記載された「はどめ規定」の存在を指摘する。

七生養護学校事件とは、東京都日野市の養護学校で行われていた性教育の授業を自民党議員らが視察して、その内容を批判した。そのため東京都教育委員会が当時の校長や教職員に厳重注意処分を行った。その後、民事裁判でこれが不当介入で

あったことや、元校長らへの処分取消が認められた。当時の圧力が不当であったことは認められたものの、学校現場での性教育が萎縮した。

また「はどめ規定」には、小学5年の理科で「人の受精に至る過程」、中学1年の保健体育で「妊娠の経過」を取り扱わない、などが明記されている。現場の教員が教育委員会から「授業で使ったプリントや教材を提出しろ」と言われたり、「こういう授業をするな」と言われたり、これまでのように具体的な性教育を行えなくなった。

文部科学省の「生命(いのち)の安全教育」の取り組み

2020年に決定された政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省の各省庁がそれぞれの対策を行うことになった。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、被害者の心身に長期にわたり重大な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けて、誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないように、2020年から2022年までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とした。

2023年度からは、子どもを性暴力から守るための文科省による取り組み「生命(いのち)の安全教育」が、全国の学校で本格的に始まった。「生命の安全教育」では、発達の段階に応じた、「生命を大切にする」「加害者にならない」「被害者に

ならない」「傍観者にならない」ための教育を実施することを目指している。対象は幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等である。幼児期から体の大切さを教え、小学生には嫌な思いをした際の対処法、SNSの注意点、中学生以降では恋人間の暴力などを指すデートDVなども取り上げ、子どもたちが発達に応じて自他の心身を尊重する思いが育つことを目指している。そして、学校教育活動全体で性暴力被害防止に取り組む際の指針となるのが、文科省のホームページに掲載されている教材や指導の手引きである。

文科省は「性に関する指導と重なる部分はあるが、目的が異なる」として性教育とは位置付けていない。生命の安全教育が具体的な性の知識を避けた内容になっているのは、学習指導要領に記載された「はじめ規定」が影響している。性暴力を文科省が教育テーマとして推進するのは大きな前進ではあるが、前提となる性の教育が欠けていて、性の科学的知識を知らずに性暴力をどう防ぐのかを教育することに対して、学校現場の混乱が予想される。

包括的性教育

日本弁護士連合会や日本財団は、政府に対して、先進国で主流の「包括的性教育」の導入を求める提言をしている。その内容は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が提示した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいていて、この中で包括的性教育を提唱している。健康と福祉、人権の尊重、男女平等を促進することを目標とした質の高い包括的性教育のために、次の8つのキーコンセプトが示されている。

1. 関係性
2. 価値観、権利、文化、セクシュアリティ
3. ジェンダーの理解
4. 暴力と安全確保
5. 健康と幸福のためのスキル
6. 人間のからだと発達
7. セクシュアリティと性的行動
8. 性と生殖に関する健康

上記のコンセプトに基づき、科学的な性の知識とともに、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた幅広い範囲を、発達に応じて学ぶ内容になっている。具体的には、生殖や性的行動におけるリスク、性に関する疾病について教えることにとどまらず、性を「権利」として捉え、人権を基盤におき、コミュニケーションやジェンダー・セクシュアリティ平等、差別や暴力、社会的・文化的要因、メディアリテラシーなどを取り扱う。

男女雇用機会均等法が制定されてから約40年が経とうとしている。この間、ジェンダー平等や、性の多様性に関する認知は広まったが、「マジョリティ」も「マイノリティ」も関係なく、すべての人が生きやすい社会が実現したとは言い難い。従来性の教育よりも大きな視点で、性だけでなく「その人らしさ」を問い直す「包括的性教育」に、中学校・高等学校において取り組む必要がある。

学校教育においては、2015年に文科省が、性的マイノリティの子どもたちへのきめ細やかな対応を求める通知を全国の教育委員会に出した。このころから学校の中でも、いろいろな性の子どもがいるんだということが意識化され、「個性を大切に教育や言葉かけが大事」という認識を持つ教員が増えたと聞いている。今後、子どもたちが自分のジェンダーやセクシュアリティについての悩みを先生に相談できる環境が整ってきて、制服や校則を見直す動きが広がることを期待する。

私は、今でも高校生や短大生に性教育を実施することがあり、できる限り包括的性教育を目指している。具体的な内容は、思春期の男女の身体の変化、初潮や月経の知識、精通や射精の知識、月経時の女性への配慮、マスタベーションの大切さ、性交をする目的の理解、妊娠の仕組み、子宮外妊娠の知識、10代の人工妊娠中絶や性感染症の現状、性感染症の知識、適切な避妊方法、コンドームの有用性、ピルの効果、子宮頸がんやHPVの関係、ワクチンの重要性、同性を好きになる人への理解、同意のない性交はしないこと、などを伝えている。